# 3 源泉所得税

### 統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成20年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査又は標 本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査 は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。 この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

## 2 源泉徴収税率 (平成20年分)

### (2) 配当所得

	平成15年1月~3月	平成15年4月 ~12月	平成16年1月 ~18年4月	平成18年 5 月 ~20年12月	平成21年1月 ~23年12月
上揚株式の配当等(個人の大口株主を除く)		総合課税			総合課税と申告分離課税の 選択適用
源泉徽収税率	20%	10%		7% (注)	
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円(年1回10万円)以下	上限なし			
35 % 源 泉 分 離 選 択 課 税	1銘柄当たり1回25万円(年1回50万円) 未満かつ発行済株式総数の5%未満	制度廃止			
上揚株式の配当等 (個人の大口株主) 未上場株式等の配当等	総合鰈税			総合課税と申告分離課税の 選択適用	
源泉徽収税率		20%			
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円(年1回10万円)以下			1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗 じてこれを12で除して計算した金額以下	
35 % 源 泉 分 離 選 択 誤 税	1銘柄当たり1回26万円(年1回60万円) 未満かつ発行済株式総数の5%未満	制度廃止			
投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等 運用投資信託を除く。) 及び特定受益証券発行信 託の収益の分配	源泉分離課税			総合課税	総合課税と申告分離課税の 選択適用
源泉徽収税率	15%			7% (注)	
確 定 申 告 不 要 制 度	対象外		適用(上限なし)		

(注) 居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要です。	
(3) 割引債の償還差益(源泉分離)	(16%)
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%
(5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
(6) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合「退職所得の源泉徴収税額の速算表」…	(略)
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%
(7) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの	20,0
(4) 原稿料等(所得税法第 204条 1 項 1 号)	
弁護士、税理士等(同条1項2号) 1回の支払金額 100万円までの部分	10%
職業野球選手、騎手等(同条1項4号) - 100万円超の部分	20%
芸能等についての出演、演出等(同条1項5号)	
契約金(同条1項7号)	
(ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号)=1回の支払金額1万円超	
職業拳闘家(同条1項4号) = 1回の支払金額5万円超	
外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号) =月中の支払金額12万円超	10%
バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の20)	
= (5千円×計算期間の日数)を超える額	
広告宣伝の賞金(同条1項8号) =1回の支払金額50万円超	
四日旦四少兵亚(四本1907)	
(ハ) 診療報酬 (同条1項3号) =月分の支払金額20万円超	10%
(二) 公的年金等(所得税法第 203条の2)=((公的年金等の支給額)-(控除額))	
A「扶養親族等申告書」を提出した場合	
B「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合 10%	
(支払う年金の額ーその年金の	
(ホ) 生命保険契約等に基づく年金 (所得税法第 207条) 額に対応する保険料又は掛金の	10%
<b>額)で25万円以上のもの</b>	
ロ 内国法人に対して支払われるもの	
・馬主に支払われる競馬の賞金(所得税法第 174条第10号)	
=(賞金の額の20%+60万円)を超える部分	10%